

県民税利子割

金融機関などから利子などの支払を受けるときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

★ 納める額 ★

支払を受けるべき利子などの額の5%(所得税及び復興特別所得税として別に15.315%かかります。)

★ 利子などとは ★

公社債及び預貯金の利子のほかに懸賞金付預貯金などの懸賞金や抵当証券、掛金、金投資(貯蓄)口座、一時払保険などの金融類似商品の収益も含まれています。

なお、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等一部の利子等は配当割の課税対象となります。

★ 非課税 ★

(1) 遺族年金を受けることができる妻である方や身体障害者手帳の交付を受けている方など一定の要件に該当する方に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度(マル優) …………… 350万円
- 少額公債非課税制度(特別マル優) …………… 350万円

※日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金非課税制度は平成19年10月1日以降廃止されました。

民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象となります。

また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、その満期(または解約)までの間、引き続き非課税制度が適用されます。

(2) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } …………… 550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

★ 申告と納税 ★

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

★ 市町村への交付 ★

県に納入された県民税利子割のうち59.4%を、県内の市町村に対し交付します。

